

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)」を実施するための 子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめに関する意見募集

法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会においては、政府として締結に向けた準備を進めている「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を踏まえ、条約を実施するために必要となる国内法のうち、子の返還のための裁判手続等の整備について調査・審議を行ってまいりましたが、この度、これまでの調査・審議の結果につき、中間取りまとめを行いました。

そこで、法務省民事局参事官室では、この中間取りまとめを公表して、広く皆様の御意見を伺うことといたしました。また、中間取りまとめの公表に際し、その補足説明も作成しましたので、併せて御参照ください。

いただきました御意見につきましては、当参事官室において取りまとめた上、今後の法制審議会の調査・審議の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

なお、条約を実施するために必要となる国内法のうち、子の返還等を援助する中央当局の任務等に関しては、外務省において、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を実施するための中央当局の在り方について」につき、意見募集が行われておりますので、併せて御覧ください。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成23年9月29日（木）～平成23年10月31日（月）

2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別及び職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、電子メール、郵送又はファックスにより、日本語にて意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 宛先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

・FAX：03-3592-7039

・電子メール：minji27@moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線2463）